

申告相談会の日程・会場

市県民税の申告のために、各振興局、地区公民館で申告相談会を開催します。
市県民税の申告書を提出する人や申告書は送られてきていないが申告する必要がある人、
その他申告に関する相談のある人は、必要な書類等を持参の上、お越しください。
※時間帯にご注意ください。

	2月 7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)
上津江振興局 (1階会議室)			10:00~15:00	
中津江振興局 (1階会議室)	10:00~15:00			
前津江振興局 (1階会議室)		10:00~15:00		
大山振興局 (中会議室)		10:00~15:00		
天瀬振興局 (本庁舎1階会議室)				10:00~15:00
天瀬公民館五馬分館	10:00~15:00			
天瀬公民館東溪分館			10:00~15:00	

	2月 10日(金)	13日(月)	14日(火)	15日(水)
東有田公民館	9:30~12:00			
西有田公民館	13:30~16:00			
大鶴公民館		9:30~12:00		
朝日公民館		9:30~12:00		
夜明公民館		13:30~16:00		
光岡公民館		13:30~16:00		
高瀬公民館			9:30~12:00	
三芳公民館			9:30~12:00	
日隈公民館			13:30~16:00	
若宮公民館			13:30~16:00	
小野公民館				9:30~12:00
五和公民館				10:00~15:00
三花公民館				13:30~16:00

※咸宜、桂林、田島地区の人は、随時、市役所1階税務課市民税係にお越しください。
※所得税の「確定申告書」(税務署提出用)で記入要領等が分からない場合は、日田税務署
(受付期間：2月16日(木)～3月15日(水))でお尋ねください。

平成29年度から申告書に個人番号(マイナンバー)を記載するようになりました。
窓口等の職員が申告の際に本人確認作業をするようになりますのでご理解ください。



ふるさと納税(寄附)ワンストップ特例制度を申請された人へ

ふるさと納税(寄附)ワンストップ特例制度の申請をされた人が、確定申告書や市県民税申告書の提出をする場合は、特例制度は適用されず、改めて寄附金控除を受けるための申告をする必要がありますので、ご注意ください。(申告には、寄附金の受領書等が必要になります)

平成29年度

税の申告

市では所得や控除の申告が必要と思われる人に、市県民税申告書(兼国民健康保険税・介護保険料申告書)を送付しています。
申告書が届いた人は、必ず提出してください。

申告受付期限 **2月28日(火)まで**

☎税務課市民税係 ☎28396 (市役所1階)

<p>■提出場所 市役所1階税務課市民税係</p> <p>■窓口受付時間 平日の午前8時30分～午後5時</p> <p>※農業所得があり、農業所得用の収支内訳書が送付された人は、申告書と一緒に同封して提出してください。 ※申告書は郵送でも受け付けます。申告書に同封している返信用封筒で提出してください。</p>	<p>市県民税申告が必要な人</p> <p>平成29年1月1日現在、市内に住所(居住)がある人で次に該当する人は、申告が必要です。</p> <p>①事業所得(営業、農業)がある人、不動産所得がある人</p> <p>②給与所得者で次に該当する人 ・勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人 ・平成28年中に退職した人で、年末調整が済んでいない人、所得税の確定申告をしない人 ・給与所得以外に他の所得がある人(給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要がない人でも市県民税の申告が必要です)</p> <p>③給与所得者や年金受給者で、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・扶養控除・医療費控除・寄附金控除・雑損控除等を市県民税の申告書で申告する人</p> <p>※詳細は、市ホームページをご覧ください。 ※詳細は、市ホームページをご覧ください。又は申告相談会場でお問い合わせください。</p>
<p>申告に必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>印鑑</p> <p><input type="checkbox"/>個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 個人番号カード等</p> <p><input type="checkbox"/>本人確認書類 運転免許証、旅券(パスポート)等</p> <p>※代理人が提出する場合、代理人本人を確認する書類が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/>平成28年中の所得が分かるもの 給与・年金の源泉徴収票、給与明細書、事業主の証明書、収支内訳書など</p> <p><input type="checkbox"/>領収書、支払証明書(原本が必要) 社会保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金など)や生命保険料、地震保険料など</p> <p><input type="checkbox"/>医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの 医療費控除の適用を受ける人</p> <p><input type="checkbox"/>障害者手帳、療育手帳などの証明書 障害者控除の適用を受ける人</p>	<p>①市県民税の申告書は1月30日付けで送付します。</p> <p>②例年、所得税の確定申告をする人や勤務先から市に給与支払報告書が提出された人には送付しません。</p> <p>③申告が必要な人で申告書が届かない場合は、税務課の窓口又は申告相談会にお越しください。 (申告書は、市ホームページからもダウンロードできます)</p>
<p>所得税の確定申告はお早めに</p> <p>■受付期間 2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時</p> <p>■受付場所 日田税務署(市役所横)</p> <p>※税務署の申告会場では、健康保険料等の支払い金額の確認はできませんので、証明書や領収書を事前に準備してください。 ※今年から確定申告書等には個人番号の記載が必要ですので、番号が確認できる書類と本人確認書類を持参してください。 ※申告書は国税庁ホームページで作成し、印刷して郵便又はe-Taxによる提出も可能です。 ☎日田税務署 ☎2136</p>	<p>所得がなくても国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合、所得に関する証明書が必要な場合(年金、児童手当、公営住宅、奨学金などの手続)は、申告が必要です。</p>

確定申告会場は
日田税務署です!